

厚木市在宅福祉理髪サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅のねたきり老人等の理容環境衛生の向上を図るために、理髪サービスに係る費用の一部又は全部を助成する在宅福祉理髪サービス事業（以下「理髪サービス」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 理髪サービスを利用できる者は、市内に住所を有し、かつ、居住する者で次の各号のいずれかに該当するもの（以下「対象者」という。）とする。ただし、病院、介護施設等に入院中又は入所中の者を除く。

- (1) 厚木市在宅ねたきり老人登録台帳に登録されている者
- (2) 厚木市認知症老人登録台帳に登録されている者
- (3) 厚木市在宅ひとり暮らし老人登録をしている75歳以上の者
- (4) 重度障害者で、ねたきり又はこれと同様の状態により理容・美容店を利用することができない10歳以上65歳未満のもの

2 前項第4号に該当する対象者が、65歳以上になった場合（前項第1号及び第2号に規定する者となる場合を除く。）は、その者を引き続き理髪サービスの対象者とすることができるものとする。

(利用の申出)

第3条 理髪サービスを利用しようとするときは、対象者又はその家族がその旨を市長に申し出るものとする。ただし、地区市民センターにおいて利用を申し出る場合は、厚木市在宅福祉理髪サービス事業申請書によるものとする。

(理容・美容券等の交付)

第4条 市長は、前条の規定による申出があったときは、対象者の要件を確認の上、理容・美容券又は理容・美容助成券（以下これらを「理容・美容券等」という。）を交付するものとする。

2 理容・美容券等は、原則として6枚を限度に一括して交付するものとする。

(助成の額)

第5条 助成の額は、次のとおりとする。

対象者	券の種類	助成額
第2条第1号、第2号又は第4号に該当する対象者（同条第2項の規定により引き続き対象者とされる者を含む。）	理容・美容券	5,500円
第2条第3号に該当する対象者	理容・美容助成券	1,500円

(実施方法)

第6条 理髪サービスは、次の各号に掲げる理容・美容券等の区分に応じ、当該各号定める方法により行うものとする。

- (1) 理容・美容券 神奈川県知事から厚木市内における理容業務又は美容業務（以

下これらを「業務」という。)の開設の届出済証の交付を受けた者で、市長に対して理髪サービスへの協力を申し出た者(以下「協力理容・美容業者」という。)から訪問による業務の提供を受けたときに当該協力理容・美容業者に提出する方法

(2) 理容・美容助成券 協力理容・美容業者から業務の提供を受けたときに当該協力理容・美容業者に提出する方法

2 協力理容・美容業者から業務の提供を受けた場合において、その費用が前条に規定する助成額を上回るときは、業務の提供を受けた者がその差額を負担するものとする。

(助成金の請求)

第7条 協力理容・美容業者は、理容・美容券等の利用に係る業務を提供したときは、理容・美容券等の券面に記載された助成額を翌月10日までに指定の請求書に理容・美容券等を添えて市長に請求しなければならない。

(助成金の支払)

第8条 市長は前条の規定により請求があったときは、請求の日から起算して30日以内に支払うものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

2 厚木市在宅老人理髪サービス実施要綱(昭和50年10月27日施行)及び厚木市在宅重度障害者理髪サービス実施要綱(昭和54年9月1日施行)は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

2 厚木市在宅福祉理髪サービス事業事務費交付要綱(昭和54年9月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。